

# 横浜 IR の方向性 (素案) へ意見を送ろう!

横浜市 HP 「横浜 IR (統合型リゾート) の方向性 (素案) について」  
ページはこちらから意見提出先など詳細をご確認ください。



横浜 IR パブコメ

■ 市役所・各区役所には、ハガキ付き概要版が配架されています。各区の状況↓

神奈川区	区役所の見える所に置いてませんが、総合窓口で聞いてください。奥の小部屋から出してください。	旭区	区役所1階ロビーのラックに置いてあります。/二俣川行政サービスコーナーにはありません。
中区	区役所6階に置いてありました。ちょっと頑張って足を運んでください!	港北区	区役所入口すぐのラックに閲覧用冊子と並べてあります。/新横浜行政サービスコーナーにはありません。
泉区	区役所1階総合案内のカウンターに置いてあります。	磯子区	区役所1階受付奥のラックにあります。
緑区	区役所広報相談係のカウンターのラックにあります。	南区	区役所1階パンフレットコーナーにあります。
青葉区	区役所1階のロビーのラックに置いてあります。/あざみ野行政サービスコーナーにもあります。	西区	区役所1階入口すぐのラックに閲覧用冊子と並べて置いてあります。
都筑区	区役所1階のロビーのラックに置いてあります。	保土ヶ谷区	区役所1階。閲覧用冊子と前後のラックに入っています。
瀬谷区	区役所3階の広報相談係のラックに置いてあります。	金沢区	区役所1階のラックに置いてあります。
戸塚区	区役所9階の区制推進課の受付カウンターの上に置いてあります。10部まで受け取れます。	栄区	区役所総合案内側のラックに閲覧用冊子と並べてあります。
鶴見区	区役所1階のラックに置いてあります。	港南区	区役所1階総合案内。ラックには閲覧用冊子と点訳版が並べてあります。/上大岡行政サービスコーナーにはありません。

(3/18 時点横浜未来アクション調べ)

E-mail: [yokohamair\\_ikenbosyuu@sic-kk.co.jp](mailto:yokohamair_ikenbosyuu@sic-kk.co.jp)

FAX. 045-313-9936

FAX 送信用紙	
横浜 IR (統合型リゾート) の方向性 素案 パブリックコメント担当行	
氏名	住所
横浜 IR の方向性 (素案) についてのご意見	

【問い合わせ先】横浜市都市整備局 IR 推進課 TEL: 045-671-4135



青木 マキ 前横浜市議員

# 神奈川ネット



横浜市議員 平田いくよ

大事なことは地域・市民が決める

実現しよう! 住民投票 カジノ・IR 「Yes? or No?」

～横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設 (IR) 誘致についての住民投票に関する条例～

横浜市にカジノ・IR が誘致されると私たちのまちや暮らしはどうなるの?  
すごく影響があるんじゃない? カジノ・IR のことをもっと議論したい!

色々調べてみた人や、カジノ・IR を誘致したい市長の説明を聞いた人もたくさんいると思います。調べれば調べるほど、説明を聞けば聞くほど、カジノ・IR がまちづくりに与える大きさに気づかされます。だから、カジノ・IR の誘致を進めるかどうかについては、賛成の人にとっても、反対の人にとっても、それぞれの意思を表明、確認する住民投票の機会があった方が良く考えています。

## 「住民投票」の実施をめざして私も「参加」

市長のカジノ・IR 誘致宣言を受けて、「カジノの是非を問う横浜市民の会 (市民の会) が設立され、住民投票条例の制定をめざす直接請求の準備が進められてきました。住民投票の実現のためにはたくさんの声を集めていくことが必要です。

## 直接請求ってなあに?

日本の地方自治制度では、有権者が知事や市長などの首長や地方議会の議員を選挙で選び、選挙で選ばれた人が地方政治を行うという間接民主主義が原則となっています。間接民主主義では、時として地方自治が機能しないことが起きる場合があります。このような場合に備えて法律で有権者が直接権利を行使し、住民の意思を直接に地方行政に反映させる制度が用意されています。これを「直接請求」制度といいます。この制度は、国には見られない、地方自治制度特有のものであります。

(市会ジャーナル平成 26 年度 Vol.11 より)

## 条例案はどんな内容なの?

市長はカジノ・IR 誘致には「白紙」の公約で当選。市議員選挙でもカジノ・IR 誘致を公約に掲げて当選した市議はゼロ。つまり、横浜市民がカジノ・IR 誘致について明確な意思表示をする機会がなかったのです。カジノがもたらす負の影響を心配する意見も多くある中で、カジノ・IR 誘致について直接市民の意思を問い、その賛否を明らかにするために住民投票の実施を求める条例の制定をめざします。



中面へ続く >>>